

新潟県医師会無料職業紹介事業の業務運営に関する規程

平成10年 3月 1日制定

令和 7年12月 1日改定

一般社団法人新潟県医師会
ドクターバンク無料職業紹介所

第1 求 人

- 1 本所は、新潟県内での医師の勤務に関する限り、原則としていかなる求人の申込みについてもこれを受理するものとします。
ただし、その申込みの内容が法令に違反している場合、または賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合には受理しないことがあります。
- 2 求人の申込みは、所定の求人登録票により、求人者又はその代理人が直接来所されるか郵送又は電子メールにてお申込みください。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を求人登録票により明示を求めるものとします。

第2 求 職

- 1 本所は、医師に関する限り、原則としていかなる求職の申込みについてもこれを受理するものとします。
ただし、その申込みの内容が法令等に違反する場合には受理しないことがあります。
- 2 求職申込みは、所定の求職登録票により、本人が直接来所されるか郵送又は電子メールにてお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、新潟県医師会が行うドクターショートサポートバンク事業により対応します。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介により従事することが予定される業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を書面又は電子メール等の方法によりあらかじめ明示いたします。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、双方に紹介状を発行いたしますので、求人者の書類審査を経て面談を行うことになります。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている求人者に対しては、紹介を一時中止するものとします。

第4 そ の 他

- 1 本所は、無料職業紹介所として厚生労働大臣の認可を受けており、求人者または求職者の登録、紹介等にかかる手数料等の費用は徴収いたしません。
- 2 本所は、当該事業に係る求職者からの苦情があった場合は、誠意をもって適切に対応いたします。
- 3 本所からの紹介については、雇用関係が成立の有無にかかわらず、求人者、求職者双方から本所に対して、その報告を求めるものとします。
- 4 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、新潟県医師会個人情報保護規程に基づき、適正に取扱います。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種は医師に限り、求人者は新潟県内、求職者は国内を取扱地域の範囲とします。
- 7 本所の業務運営に関して規定していない事項につきましては、職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営いたします。